

第3回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成30年11月21日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 303会議室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、山本委員、川上委員、
神田委員
- 4 欠席委員 田中委員
- 5 出席職員
・農業振興課 安蒜農業振興課長・染谷課長補佐
・商工振興課 渋谷経済振興部次長兼商工振興課長、竹之内課長補佐
房野主査
- 6 事務局 安井財政部長、高崎財政調整課長、福吉課長補佐、加茂副主査、
淀江主事、加藤臨時職員
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
 - (1) 対象補助金のヒアリング(2日目)
 - ① 農林水産業の振興に関する補助金(荒廃農用地有効活用事業奨励金)
(農業振興課)
 - ② 農林水産業の振興に関する補助金(米飯給食における地産地消推進事業)
(農業振興課)
 - ③ 農業振興資金利子補給金(農業振興課)
 - ④ 土地改良施設維持管理費補助金(農業振興課)
 - ⑤ 流山商工会議所事業補助金(商工振興課)
 - ⑥ 商業振興共同施設設置等事業費補助金(商工振興課)
 - ⑦ 商店街空き店舗有効活用事業等補助金(商工振興課)
 - (2) その他

9 配布資料

- ・事業概要等説明資料（農業振興課関係4件、商業振興課関係3件分）
- ・補助金等適正化実行プランの差し替え（商店街空き店舗有効活用事業分）

開 議 9時30分

(山口会長)

ただいまから、第3回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席6名、欠席委員1名ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

本日も、引き続き、担当課とのヒアリングを行います。

本日は、お手元の次第にありますとおり7件の補助金についてヒアリングを行う予定となっております。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

配布資料につきましては、事前に配布しております農業振興課関係の資料4本で商工振興課関係については担当課入れ替わりの時に配付させていただきます。

私からは以上です。

(山口会長)

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので最初の課を呼んで下さい。

【農業振興課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、農業振興課では4件の補助金がありますが、最初に新規の「農林水産業の振興に関する補助金（荒廃農用地有効活用事業奨励金）」についてヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、次に「補助金として創設した理由」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について簡潔に説明いただきます。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(染谷課長補佐)

新規事業である「農林水産業の振興に関する補助金（荒廃農用地有効活用事業奨励金）」について説明いたします。

この事業は、農用地利用集積推進事業を有効活用することを条件とし、農業者の高

高齢化や担い手問題により農業者人口の減少が、耕作放棄の要因となり荒廃農地の増加の原因と考えられます。荒廃農地は、営農環境の悪化や害虫の発生及び鳥獣被害の誘発にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。荒廃農地を農地として活用するためには、再生作業が必要となりその作業費の一部を利用する農業者に奨励金として交付することで、荒廃農地の解消及び利活用が可能となります。荒廃農地を減少させることで、営農環境の改善及び良好な景観の形成が図られます。

事業内容としましては、荒廃農地1アール当たり6千円を80アール分で48万円となっております。

効果としましては、利活用可能な農地は、農用地利用集積推進事業により、農業生産農地として活用でき、害虫の発生や鳥獣被害の誘発を防ぐことが可能となり、良好な自然環境の確保ができることです。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(山本委員)

本審議会の判断基準である5つの基準、公益性・公平性・必要性・効果・適切性の観点から、もう一度説明いただければと思います。

(安蒜農業振興課長)

この事業は、農業委員会と市の農業振興課で農地法に基づき農地の利用状況調査を行い、荒廃農地の判断としてA（再生利用可能な荒廃農地）、B（再生困難な農地）の区分をし、Aを耕作可能な農地に戻す事業です。

公益性・公平性・必要性については、害虫や鳥獣被害の抑制防止、良好な景観形成、不法投棄の抑制、災害時における延焼防止などの防災機能の確保、利用可能な農地の確保、生産力の向上などがあります。

効果としましては、再生利用可能な農地は、農用地利用集積推進事業により、農業生産農地の役割を果たせることとなります。

適切性については、国の事業で、「荒廃農地等利活用促進交付金」、県の事業で、「耕作放棄地（荒廃農地・遊休農地）対策の交付金」がありますが、どちらも農業振興地域内の農地であることが条件で、本市には農業振興地域がないため国県の交付金が使えない状況です。

しかし、本市においてもこのような事業は必要であると考え新規に上げさせていただきました。

(山口会長)

実行プランの算出基準では60万円となっておりますが、説明のとおり48万円ということですか。

(安蒜農業振興課長)

はい、そうです。

《ヒアリング終了後の確認により実行プランのとおり要求額60万円
であったことを次回の審議会で報告》

(山口会長)

営農地においての所有者の責務についてはどのように考えていますか。

(安蒜農業振興課長)

調整区域内の農地が耕作放棄地になる一つの要因として相続問題があり、相続されずに月日が経ってしまい所有者が不明になってしまっている農地もあり、このような農地への対応は農業委員会の管轄となりますが、所有者が分かっている農地については、市が使用者と所有者の間を調整し整備費用の5分の1を奨励金として交付することで休耕農地の有効活用を図るものです。

また、再生可能な農地は3ヘクタール程度あるため、このような所に支援をして行きたいと考えています。

(田中委員)

昨年のヒアリングで聞いた「保全管理水田維持管理事業奨励金」と同じような内容の奨励金と思いますが、この奨励金とダブルで受けることもできるのですか。

(安蒜農業振興課長)

農地でも、一方は水田、もう一方は畑が対象となりますのでダブルで受けることはありません。

(田中委員)

再生した農地ではどのような作物が育つのですか。

(安蒜農業振興課長)

これまでに利活用した農地では、分けねぎや小松菜を認定農業者の方が作っており、小松菜では約5割を学校給食に供給しております。

(西村委員)

前からある「農用地利用集積推進事業」と今回の新規奨励金との違いは何ですか。

(安蒜農業振興課長)

以前からある農用地利用集積推進事業は、耕作できる状態の畑を耕作する人がいなくなってしまうので耕作者を探すというもの。

今回の事業は、農地を耕作していた人がいなくなってしまうことから荒廃農地となり耕作できなくなっている農地を利活用するため、使用者を探し所有者との調整を図り有効活用するものです。

(西村委員)

これは、認定農業者に貸すものですか。

(染谷課長補佐)

小さい農家がやるのではなく認定農業者が大きな規模の農地でやることが多いです。

(西村委員)

対象面積の80アールというのは、ある程度見通しはついているのですか。

また、所有者は何人位いますか。

(安蒜農業振興課長)

再生可能な荒廃農地が3ヘクタール程度ありますので、その中の80アールでおおよその位置は確認できております。

また、利活用する人に対して奨励金を出しておりますので、所有者の数までは把握しておりません。

(染谷課長補佐)

農業委員会が荒廃農地と判断した土地について所有者と使用者との間で調整を図っておりますので、農業振興課としては把握しておりませんが、農業委員会が所有者の名寄せをすれば数は出せます。

(山本委員)

所有者と使用者の間を行政が取り持って荒廃農地の有効活用を図る事業で、市はコンサル的な役割を果たしておりますが、双方にメリットがあると思いますので、市がやらなくても民間でもできるし行政がやる必要があるのかと思うのですが。

(染谷課長補佐)

中には使用者が再生費用を全額負担してやるケースもありましたが、これまでは借り手がいるのかという不安もあり費用を負担してまでやるという所有者がいなかったのが現実で、放って置いたら進まないというところに行政が入って先駆的に行うことで使用者が借りやすくなり荒廃農地の有効活用の推進が図られるため必要な事業と考えています。

(川上委員)

この奨励金は、土地所有者には出さない(対象としない)とのことですが、奨励金の趣旨目的に入れる必要はないでしょうか。

また、1アール当たりの単価6千円は限度額ですか、定額ですか。

(安蒜農業振興課長)

6千円については、限度額です。

荒廃農地を借りて利活用する人のために再生が必要なので、賃貸借契約した上で奨励金の申請者となる使用者が対象となります。

自分が所有する荒廃農地を開墾して再生利用するのは責務の問題ですので、あくまで賃貸借契約をした借り手(使用者)が対象となります。

(川上委員)

この奨励金を受けたいと思う人は、奨励金の趣旨や目的を見て対象となるか判断すると思いますので、誤解のないように、賃貸借契約した土地が対象であることを記載すべきだと思います。

(安蒜農業振興課長)

農用地利用集積の事業に基づいて賃貸借契約したものを条件とする、ということを経営、目的に加えた方が良くと思います。

(山口会長)

それでは、実行プランの「1 補助金の趣旨、目的」にそのことを加え修正してください。

(中村副会長)

補助率5分の1(1アール当たり限度額6千円)程度の補助で、潜在的な3ヘクタールの方を発掘・誘因する材料にはなり得るのですか。

(安蒜農業振興課長)

農地を再生するためには最低限やらなければならないことがあり、補助率5分の1で6千円程度が伐採・抜根・整地で費用がかかる部分と考えており、それ以外5分の4は通常かかる費用として算定しておりますので、妥当な額であると考えております。

(神田委員)

相続されず何年も放置され荒廃してしまったものと、後継者がなく荒れてしまったものと、割合としてはどちらが多いのですか。

(安蒜農業振興課長)

本市の場合は、圧倒的に後継者がなく荒れてしまったものです。

(神田委員)

後継者もない農地であれば市民感情的には売ればよいと思いますが。

(安蒜農業振興課長)

調整区域内の農地ですので農家以外には売れません。

(西村委員)

調整区域内の荒廃農地が対象であるなら、そのことも実行プランに記載した方がよいと思いますが。

(安蒜農業振興課長)

農用地利用集積推進事業では調整区域内の荒廃農地しか対象にならないので記載しませんでした。分かりやすく記載したいと思います。

(山口会長)

それでは、この部分も加え修正してください。

他になければ、以上で「農林水産業の振興に関する補助金(荒廃農用地有効活用事業奨励金)」のヒアリングを終了します。

次に、「米飯給食における地産地消推進事業」について説明をお願いします。

(染谷課長補佐)

米飯給食における地産地消の推進事業補助金について説明いたします。

平成30年度事業費1,380万円、平成31年度事業費が1,495万円です。

事業の目的・概要につきましては、小・中学校及び保育所の米飯給食に流山産米を供給することにより、地産地消の推進、食への関心を高め、安全で安心な地元産米を学校給食米として供給するため、米買取業者(JA等)による米の買取価格と学校給食供給価格との差額の一部を水稻生産者に補填し、地元産米を安定的に供給できる

よう確保するとともに、水稻生産者の農業所得の向上を目的としています。

事業内容につきましては、全体で3,250俵を予定しており、前年度と比較し増加しておりますが、要因としましては児童・生徒数の増加が見込まれるため平成31年度予算は増加となります。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(川上委員)

額としては約8パーセント増ですが、児童・生徒数の増加も8パーセントですか。

(安蒜農業振興課長)

人数では232名の増で、教育委員会が平成30年5月に児童生徒数の推計及び想定値を出しており、これに基づいて積算しております。

(川上委員)

米買取価格の60キロで1万4千100円と補助金4千600円が生産者に行くのですか。

(安蒜農業振興課長)

生産者に入るのは米買取価格プラス4千円で残り600円はJAと米穀商へ精米と配達の手数料として支払われます。

(山本委員)

前日も議論になりましたが、上限4千600円が設定されていますが、差額に応じた変動を見込んだ補助にすべきではと思いますが。

(安蒜農業振興課長)

学校給食への供給が始まったのが平成21年からで、23年から24年で60キロ当たり1万5千円の時があり、この時の買い取り価格を上限としました。

この時をピークに年々買取価格が下がって、2年位前には1万円位まで下がり、今やっと戻ってきたところです。

従いまして、米の買取価格が1万5千500円になれば差額は4千円となりますので補助額を下げさせて頂くことになると思います。

(山本委員)

差額を全て補助金でカバーしているわけではないのですが、常に上限額でカバーするという構図は、やはり固定化しているように見えますので少し気になりました。

(山口会長)

米飯給食について他市との比較はできますか。

(安蒜農業振興課長)

100パーセント地元産米を使っているのは、おそらく流山だけだと思います。

他市に先行して始めましたが、国は食育推進計画の中で地産地消率30パーセント以上をと言っており、本市の場合、野菜だけでは10パーセント位ですが米を全て入

れているので全体では30パーセントをクリアしております。

他市でも、最近では地元産米を使う動きが出てきました。

(川上委員)

学校給食に収める米の等級は何ですか。

(安蒜農業振興課長)

一等米です。それ以外は収めません。

(山口会長)

他になれば、以上で「米飯給食における地産地消推進事業」のヒアリングを終了します。

次に、「農業振興資金利子補給金」について説明をお願いします。

(染谷課長補佐)

農業振興資金融資利子補給金について説明いたします。

事業の目的につきましては、新規就農者及び農業を自ら営む者、経営の安定化と近代化を目指す者に融資機関を通じて農業振興資金を貸し付け、利子補給を行い、効率的で安定的な農業経営を推進します。

事業内容のうち、利子の概要については資料（新規5件・利子補給額6万4千264円、継続7件・23万5千234円）のとおりであり、平成31年度の事業費については30万円です。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

新規の5件については確実なものですか。また、新規就農の方は入っていますか。

(安蒜農業振興課長)

2件については確実ですが、3件は見込みです。

また、新規就農の方は1人おります。

(西村委員)

新規就農の場合は費用が多くかかると思いますが。

(安蒜農業振興課長)

国からの補助金で新規就農者給付金というものがありますし、その他にJAで新規就農者に出しているものもあります。

(染谷課長補佐)

近年の農業では機械化が進んでおりますので設備に係る費用が大きいです。最初は中古の機械を知り合いの農家やJAなどから購入し融資を受けないまでも、生産性を上げて収益を増やすためには新しい機械設備をし、多額の融資を受けたりしますので利子補給が必要となります。

(神田委員)

新規就農の方は、他市から転入した方か、元々流山に住んでいる方ですか。

(安蒜農業振興課長)

市内に住んでいたサラリーマンの方です。

(川上委員)

利子補給率は分かりますが、利子率そのものは何パーセントですか。

(安蒜農業振興課長)

平成30年度はJAとの協定で2.2パーセントとなっており、その利子補給として市が1.6パーセント、農協が0.6パーセントを補給し、生産者の利子負担が無いものとなっています。

(山口会長)

他になければ、以上で「農業振興資金利子補給金」のヒアリングを終了します。

次に、「土地改良施設維持管理費補助金」について説明をお願いします。

(染谷課長補佐)

土地改良施設維持管理費補助金について説明いたします。

事業費については、平成30年度169万4千円でしたが平成31年度は391万8千円となっています。

事業の目的・概要については、各土地改良区が実施する施設の維持管理等の事業費の一部を補助することにより、良好な農地が確保され、農業生産性が向上するとともに、水害防止・地球温暖化防止機能の湛水機能を持ち合わせた多面性のある水田の健全な保全を確保できます。

事業内容については、農地の保全並びに水田利用上必要な施設の復旧等の事業に対し、予算の範囲内で3分の1以内の補助を行っています。

積算の平成31年度予算額としては、流山市土地改良区33万5千円、流山市新川土地改良区1,116万4千円、富士川土地改良区25万3千円となっております。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

土地改良区はいくつありますか。

(安蒜農業振興課長)

東部土地改良区が解散しましたので、3か所となります。

(山本委員)

昨年度と比較して増額した理由は何ですか。

(安蒜農業振興課長)

流山市新川土地改良区で水路改修と新設のポンプ交換、浚渫工事等があり来年度は増額しております。

(山口会長)

都市近郊の農地は難しいですね。

(安蒜農業振興課長)

新川土地改良区で管理している水路は江戸川台から江戸川台西側、殆どの都市排水

が新川耕地に流れてくることや、新川承水路から排水機場を經由して江戸川に流す水も大雨で一気に増える時などはポンプアップして強制排水しますのでポンプは常にフル稼働できる状態にしておく必要があります。

(神田委員)

新設ポンプというのは交換してどの位の年数持つのですか。

(安蒜農業振興課長)

小さなポンプですと20年から30年くらいです。

(山口会長)

他になれば、以上で「土地改良施設維持管理費補助金」のヒアリングを終了します。

【農業振興課 退室】

【商工振興課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、商工振興課では3件の補助金がありますが、最初に「流山商工会議所事業補助金」についてヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について簡潔に説明いただきます。

その後、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(渋谷商工振興課長)

「流山商工会議所事業補助金」については、本市の総合的な経済振興・経済発展の中心的な役割を果たす、流山商工会議所が行う商工業の振興のための事業として、経営相談、各種研修、経済活性化のためのイベント事業及び、その拠点施設である商工会館の老朽化に伴う修繕事業に対し、経費の一部を予算の範囲内において補助金交付しております。

具体的な事業としては、流山産業博をはじめスプリングフェスタ、まちぜみ等々のイベントの開催や先進事業の視察、働き方改革や事業継承等のセミナー等の開催、業種別の部会の運営費補助が主なものです。

平成29年9月の補助金審議会答申では総合評価はBで、「行政の代行的事業であることも承知はしているが、商工会議所は商工会議所法に基づく特別な認可法人であり自立が基本。自主財源の強化への改善、市補助は最小限に努めること」との要望の意見でした。また、この時に事業費目の開示との意見がございましたので、事業の収支決算書を配付してございます。

本来は、商工会議所が地域経済の発展と地域活性化の促進を目的に、法人として自主独立に立って事業を推進していくべきものと考えますが、商工会議所においては、市内の商工業の振興に向けて、商工業者と直接的な経営相談や相乗効果が生まれるイ

ベント事業や交流会、勉強会そして市への政策提言をしつつ、経済振興に結びつけております。

公益法人ゆえに営利収益に結び付く事業展開の拡大は民業圧迫にも繋がり、なかなか困難な組織ではありますが、会員の拡大及び増強や収益性の高い自主事業の実現を指導し、盤石な財政基盤を確立できるよう引き続き助言・指導してまいりたいと考えています。

来年度の増額理由としては、昭和60年に建設された商工会館で、築33年が経過し著しく老朽化が進み、特に空調及び照明の故障が著しいことから、改修経費の一部を国及び市が補助することにより、商工業の拠点施設の長寿命化の一助とするものです。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

増額した部分は全て大規模改修分ということですね。

(渋谷商工振興課長)

そうです。特に空調と照明の改修となります。

(山口会長)

補助金要綱を改正中とのことですが、どの部分ですか。

(渋谷商工振興課長)

改修に対する項目が無かったので、その部分について改正しております。

(山口会長)

改修が要綱になかったということは、そもそも改修を予定していなかったということではないですか。また、商工会議所では、修繕積立金はないのですか。

(渋谷商工振興課長)

平成22年度に商工会から商工会議所になっていますが、商工会時代には修繕積立はしていなかったようです。

建築したのが昭和60年で総工費2億6千万円となっており、財源としては会員の寄附などで約1億5千万円、国及び県の補助で約4千万円、市の補助で7千万円となっております。

また、商工会議所になってからは修繕積立をしておりますが、非常に少ない額であります。

(山口会長)

補助は2分の1以内となっていますが、総事業費はいくらですか。また、国の補助もありますか。

(渋谷商工振興課長)

総事業費は3,600万円で国等の補助が500万円、残りの2分の1で1,550万円が市の補助となります。

(山口会長)

国の補助は定額ですか。

(渋谷商工振興課長)

CO2削減を対象とした補助で、この削減率で額が変わってくるものですが、もともこの施設はCO2を多く排出する施設ではないので、削減率は1割程度で見て積算した額です。

(中村副会長)

平日の利用率はどの位ありますか。

(渋谷商工振興課長)

利用率として数字では手持ちがありませんが、ほぼ毎日、商工会議所の部会の会議で使われておりますし、商工業者の経営相談もありますので多くの来所者があります。

(西村委員)

会員数はどの位で、近隣との比較ではどうですか。

(渋谷商工振興課長)

平成22年当時1,489社だったものが平成30年11月現在で1,599社、市内商工業者の約3割です。近隣市との比較では3割の組織率というのは高い方です。

また、東京都心では分母が大きいことから5パーセント程度となっています。

(西村委員)

総事業費と補助金との差額については、商工会議所に財源はあるのですか。

(渋谷商工振興課長)

差額の自己資金分については(融資を受ける等)総会で諮っていくことになります。

(中村副会長)

今後も、改修など出てくると思いますが積み立ては計画的にやっているのですか。

(渋谷商工振興課長)

バリアフリーなどを考えると、今後もエレベータの設置など出てくると思いますが計画的な積立は必要と思いますが足りていないのが実情です。

(神田委員)

会費は皆さん均一ですか。

(渋谷商工振興課長)

いいえ、個人事業主で年間1万2千円、法人会員は従業員数と資本金で区分されており一番安いのが年間3万円、最高で年間3万3千9百円です。

(山口会長)

他になければ、以上で「流山商工会議所事業補助金」のヒアリングを終了します。

次に、「商業振興共同施設設置等事業費補助金」について説明をお願いします。

(渋谷商工振興課長)

商業振興共同施設設置等事業費補助金について説明いたします。

市民に最寄りの商店街等の商業環境の整備を支援し、流山市の商業振興を促進させることで、市民の地域の利便性の向上、安心安全なまちづくりに寄与するため、商店

街が設置する防犯カメラやアーケードなどの共同施設の設置経費に対し補助するものです。

平成29年9月28日付けの答申では、B評価で長期補助にもなっているが、市民の安全安心にも寄与しているのでおおむね妥当とのコメントをいただき引き続き自助努力を要望するとの意見もいただきました。

増額理由としましては、前年度は計画がなかったため0円で、平成31年度要求額53万4千円が増額となっています。

内容としては、江戸川台駅前商店街振興組合で防犯カメラの設置、平和台銀座通り商店街で防犯カメラの改修に対して経費の一部を補助するものです。

なお、平成29年9月議会終了後に全議員からの指摘要望事項で、商店街の財政基盤の安定のため、平成27年から平成29年まで行っていた街路灯電気料の全額補助を今後も継続して行うよう要望がありました。

これを踏まえ、市は商店街街路灯を安心安全の防犯の観点から市に移管する方針となり、平成30年度からは市が管理することとなりました。したがって街路灯の設置に対してはこの補助金の対象外となりましたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

実行プランの8で、「答申に対しての対応及び考え方」の欄に、千葉県との協調補助であることから、商店街の著しい不利益が予想されるなどの記載があるが、このような考え方が既得権化を招くことにもなりますので、この記載内容は検討してください。審議会としては協調補助とではあるが、自助努力することにより補助率を3分の1以内に逡減化するなどの検討をお願いしているものでありますので。

(渋谷商工振興課長)

はい

(川上委員)

江戸川台駅前商店街の防犯カメラは何処に何台設置するのですか。

(渋谷商工振興課長)

現在確認できているのは、東口駅前周辺で8台です。

(川上委員)

防犯カメラは、ずっと見張られているという感情にもなりますのでたくさん設置するのは気になります。

(渋谷商工振興課長)

録画された画像は市との協定書によりむやみに見られないようになっていますし、何か事件が起きた時に見られるのは警察だけになっています。

(川上委員)

商店街の方は見られないのですか。

(渋谷商工振興課長)

見られません。

(川上委員)

商店街も3分の1負担していますが見られないのですか。また、そのことは協定書に記載されていますか。

(渋谷商工振興課長)

商店街の方が見られないことは協定書にも記載してあります。

また、記録された画像は2週間程度で新しい画像に上書きされます。

(山口会長)

他になければ、以上で「商業振興共同施設設置等事業費補助金」のヒアリングを終了します。

次に、「商店街空き店舗有効活用事業等補助金」について説明をお願いします。

(渋谷商工振興課長)

商店街空き店舗有効活用事業等補助金について説明いたします。

空き店舗を有効活用し商売を始める創業者とか、商店会等への商業活性化アドバイザー派遣事業に対して補助するもので、商店街等の空き店舗化を抑制し、商店街の活性化及び賑わいの創出を図るものです。

平成29年9月の審議会答申ではA評価で、地域の活性化等に繋がる事業として概ね妥当であるとのことをご意見をいただいております。

なお、税制面での優遇措置などを加えるなどのご意見もありましたが、一方事業計画や収支計画などが漠然とした方のご相談もあり、書類上が整っただけで補助金交付とすると、最悪のシナリオとなることも考えられます。

市では、事業計画の段階から、商工会議所の経営指導員と事業計画や収支計画（キャッシングフロー）など経営指導を行い、事業の具体性、見通しについて、アドバイスや指導を継続的に行い、開店がゴールとさせないように、進めています。

また、空き店舗で開店した後も、年に複数回、会議所の経営指導員と経営状況についてヒアリングをし、アフターフォローを行い、伴走型の支援を実施しております。

増額理由は、新規申請分1件分を計上したものです。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

新規1件は確実ですか。

(竹之内課長補佐)

商工会議所と市が委託で行っている創業塾の塾生が創業するか確認をしたところ1名の方が検討しているということだったので1件分にしました。

(中村副会長)

補助期間は何年ですか。また、新規の業種と場所は何処ですか。

(渋谷商工振興課長)

補助期間は3年で家賃補助です。

(竹之内課長補佐)

まだ確実に開業するか決まっていないので業種や場所までは分かっていませんが、1月に創業塾の報告会がありますので、それまでには事業計画書が出てくると思います。

(中村副会長)

継続で補助している整体業の2件の場所は何処ですか。

(渋谷商工振興課長)

1件が平和台のケアセンター近く、もう1件は江戸川台西商店街の外れ近くです。

(山口会長)

他になければ、以上で商工振興課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【商工振興課 退室】

(山口会長)

本日で今年度のヒアリングはすべて終了となります。

評価表の提出ですが、11月29日(木)までに、事務局に提出をお願いします。

以上で、第3回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 11時40分

流山市補助金等審議会

会長 山口 今朝勝